

「～森と海を育む～ 企業の森づくり」に関する実施方針

平成 22 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 12 月 5 日 改正

第 1 趣旨

近年、企業等の社会貢献活動に対する意識が高まり、森林の保全活動に取り組む事例が増加しているが、企業等の森林保全に関する活動（以下「企業の森づくり」という。）を県が主体となって支援することで、水源のかん養をはじめとした森林の多面的な機能の維持・向上を図るとともに、海に囲まれた本県においては、特に海を育むなど森林の重要性を広く県民に周知することができると考えられる。

このようなことから、企業等多様な主体による森づくりを推進することを目的として、企業の森づくりを支援するための実施方針を定める。

第 2 企業の森づくりの定義

企業の森づくりとは、企業等が県内森林の一定エリアにおいて森林所有者と協定し、一定期間継続して森林の保全活動を実施するものをいい、その活動は、企業等が提供する資金または労力、もしくはその両方によって行うものとする。

第 3 実施主体の要件

実施主体は、企業の森づくりに主体的に参画する意志と正しい理解を有するとともに、県民に対して森林の大切さを積極的にPRするなど、当該活動により森林保全を目的とした活動を実施する企業等とし、以下の要件をすべて満たすものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等は対象としない。

- (1) 実施主体の目的、運営等に関する規約があり、代表者を有していること。
- (2) 実施主体の意思を決定し、責任ある活動を実施する体制が確立していること。
- (3) 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。
- (4) 活動が協定森林を管轄する地方振興局と連携して実施されるものであること。

第 4 企業の森づくりにおける活動

企業の森づくりの具体的活動は、森林の多面的機能の向上、森林を対象とした森林環境教育や木材の利活用推進など、次に掲げる内容を基本として対象となる森林の状況を勘案し、森林所有者等と協議して決定するものとする。

- (1) 植栽、下刈、除伐、間伐、枝打等の森林整備活動
- (2) 森林を利用した森林環境教育や森林保全に関する啓発・普及活動

(3) 県産材や林地残材の利活用を推進する活動

(4) その他、実施方針に定める趣旨にふさわしいと認められる活動

第5 活動候補地の提案および事前協議等

- 1 県が設置する長崎県森林ボランティア支援センター（以下、センターという。）は、企業の森づくりの推進窓口としての機能を果たすものとする。
- 2 センターは、企業等から長崎県内で森林保全活動を実施したい旨の相談があったときは、企業等の意向を踏まえ、候補森林について、企業等および森林所有者、その他関係者等と十分な調整を行うものとし、県はその支援を行う。
- 3 センターは、前項の調整を経て、企業等に対して森林保全活動の提案を行い、企業等および森林所有者との協定締結に向け調整を行うものとし、県はその支援を行う。
- 4 企業等は、前項の調整により協議が整った場合、別紙を参考として「企業の森づくり」に関する事前協議書（様式1号）及び森林整備活動計画書（様式2号）を作成し、センターを経由して県へ提出するものとする。
- 5 県は事前協議書の内容について適当であると認められる場合は、森林所有者の同意を得た上で、これを受理し、「企業の森づくり」に関する事前協議書の受理通知書（様式3号）を参考に企業等および森林所有者に通知する。

第6 協定の締結等

- 1 当事者は、森林保全活動について、合意した内容に基づき、協定期間その他の事項について、書面による協定を締結する。
- 2 協定の期間は、1年を単位として5年程度までを基本とする。ただし、協定期間満了後において、継続して森林整備を実施したい場合は更新することができる。
- 3 協定内容について、変更の必要が生じた場合には、県および森林所有者と企業等で必要な協議を行い、変更協定を締結できるものとする。
- 4 協定の名称は、協定締結者が自由に設定できるものとする。
- 5 協定書は別紙（様式4号）を参考として協定締結者間で決定できるものとする。

第7 活動の実施

- 1 企業等は、協定に基づき、森林整備活動計画書に定める森林整備を、直接あるいは林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により認定された者（以下「認定事業体」という）に委託して実施することができるものとする。
- 2 協定に基づく森林整備を実施するために企業等が入林する場合は、事前に県および森林所有者に連絡するもの（電話又はFAX可）とする。

- 3 企業の森づくりに要する費用は、企業等がこれを全額負担する。
- 4 企業等は、森林整備を実施した当該森林における植栽木、または保育木および間伐実施後の伐採木については、一切の権利を主張できないものとする。ただし、森林所有者の同意の上で間伐後の林地残材を利活用することができる。
- 5 企業等は、各種法令を遵守するとともに、地域、関係する各種団体、地域住民等の実情、心情に十分に配慮し、企業の森づくりを円滑に進めなければならない。
- 6 企業等は、毎年度、森林整備終了後に活動報告書（様式5号）を参考に、センターを經由して県および森林所有者へ提出しなければならない。

第8 企業の森づくりにおける留意事項

- 1 企業等は、活動における参加者等の安全について、責任を持って確保するとともに、事故の防止、保険加入等の措置を講じるものとし、活動に伴い発生した事故について、県及び森林所有者は一切の責を負わないものとする。
- 2 活動の実施にあたっては、山火事の防止等に万全を期すため、活動区域での焚き火などの火気使用、ゴミ等の持込みを禁止するものとする。
- 3 企業等は、第6に掲げる協定書に記載された森林に対して、企業等の名称等を使用することができるものとする。なお、企業等が個別の名称を使用する場合は、森林所有者と協議し、地域住民の意向にも配慮しなければならない。
- 4 前項の趣旨を示す看板類の設置については、森林所有者と協議の上、企業等の負担により行うものとする。

第9 企業の森づくりへの活動支援

- 1 企業の森づくりの情報発信として、県およびセンターのホームページや広報誌などを利用し、企業の森づくり活動を紹介するなどのPR活動を行う。
- 2 県は、企業の森づくりについて、市町やセンター等の関係団体と連携しサポートする。また、森林整備活動等について必要な知識、技術、人材（指導者）の確保等について支援する。

第10 その他の事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年12月5日から適用する。

様式1号

「企業の森づくり」に関する事前協議書

年 月 日

長崎県知事 様

(法人等)

住 所

名 称

代表者名

印

森林整備活動を実施したいので、「～森と海を育む～ 企業の森づくり」に関する実施方針第5の3に基づき協議します。

記

1 森林整備活動の名称

2 実施時期 年 月 日から 年 月 日まで

3 活動の場所及び活動内容
様式2号「森林整備活動計画書」のとおり

様式 2 号

森 林 整 備 活 動 計 画 書

1 活動の内容

区域 番号	土 地 の 所 在 地				年 度 別 計 画					
	市郡 町	字地番	林班	小 班		年	年	年	年	年
					作業種					
					面積					
					作業種					
					面積					
					作業種					
					面積					
					作業種					
					面積					
				計	面積					

(注) 区域番号は図面と適合させること

2 添付図面

- ・ 森林整備を実施する箇所毎に区域番号を振り、実施する作業種、実施面積、実施年度を記入する。

様式3号

「企業の森づくり」に関する事前協議書の受理通知書

年 月 日

(森林所有者)

住 所
名 称
代表者名

(法人等)

住 所
名 称
代表者名

様

長崎県知事

印

年 月 日に提出された「企業の森づくり」に関する事前協議書について、内容を審査した結果、適当であると認められるので「～森と海を育む～ 企業の森づくり」に関する実施方針第5の4に基づき受理したことを通知します。

様式 4 号

「〇〇の森」に関する協定書

〇〇〇〇（企業等の名称、以下「甲」という。）と森林所有者（森林所有者の名称、以下「乙」という。）と長崎県（以下「丙」という。）は、甲が第 2 条の森林において実施する森林整備などの活動（以下「保全活動」という。）に関して、「～森と海を育む～企業の森づくり」に関する実施方針に基づき、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、次条に掲げる森林において、甲が行う保全活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（活動の対象とする森林）

第 2 条 この協定により、甲が保全活動を行う森林（以下「協定森林」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、この森林の名称を「〇〇の森」という。

- （1）所在地：長崎県〇〇市町〇〇
- （2）面積：〇〇ha
- （3）図面：（別添のとおり）

（協定の有効期間）

第 3 条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲から期間を延長したい旨の申し出があった場合には、甲、乙及び丙が協議の上、期間を延長することができるものとする。

（甲の役割）

第 4 条 甲は、森林整備活動計画書（以下、「活動計画」という。）に基づき、保全活動を行うものとし、その経費は、甲が負担する。

（乙の役割）

第 5 条 乙は、甲に対し協定の範囲内で協定森林の使用を認めるものとする。また、甲がこの協定に基づく保全活動を適切に実施できるよう協力するものとする。

（丙の役割）

第 6 条 丙は、甲がこの協定に基づく保全活動を適切に実施できるよう指導及び助言等を行うものとする。

様式5号

〇〇年度「〇〇の森」活動報告書

年 月 日

長崎県知事 様

(森林所有者)

名 称

代表者名 様

(法人等)

住 所

名 称

代表者名

印

年 月 日に締結した森林において、「〇〇の森」に関する協定書に基づき、平成 年度の活動を終了したので、「～森と海を育む～ 企業の森づくり」に関する実施方針第7の6の規定により下記のとおり提出します。

記

1 活動内容（別紙可）

年月日	作業内容	人数	備考

2 その他活動内容に関する資料

(1) 森林整備活動中の写真